

京都市告示第207号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年7月2日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道  
供用開始の期日 告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
上賀茂経215号線	北区上賀茂中山町2番地の2地先から 同町2番地の10地先まで	メートル 87.00	メートル 6.00 ~ 9.02
上賀茂緯447号線	北区上賀茂津ノ国町75番地の5地先から 同町75番地の11地先まで	63.30	6.00 ~ 12.06
山科竹鼻緯10の1号線	山科区竹鼻堂ノ前町18番地地先から 同町11番地地先まで	96.40	1.35 ~ 3.75
山科柳辻経37号線	山科区柳辻封シ川町52番地の2地先から 同町28番地の22地先まで	126.20	6.00 ~ 10.50
梅津経110号線	右京区梅津坂本町7番地の22地先から 同町7番地の12地先まで	63.70	6.01 ~ 12.03
深草緯282号線	伏見区深草大亀谷大山町58番地の7地先から 同町58番地の15地先まで	86.10	6.00 ~ 9.04
羽束師経169号線	伏見区羽束師鴨川町137番地の1地先から 同町137番地の21地先まで	88.10	6.00 ~ 10.26
羽束師緯148号線	伏見区羽束師志水町251番地地先から 同町21番地の3地先まで	152.70	6.00 ~ 12.04

(建設局土木管理部道路明示課)